

前橋市力丸工業団地西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を次のとおり公布します。

令和8年3月30日

前橋市長 小 川 あきら

前橋市条例第15号

前橋市力丸工業団地西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、力丸工業団地西地区における建築物に関する制限を定めることにより、適正かつ合理的な土地利用を図り、もって適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(適用区域)

第2条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示した前橋都市計画力丸工業団地西地区地区計画の区域とする。

(建築物の用途)

第3条 次に掲げる建築物は、建築してはならない。

- (1) カラオケボックスその他これに類するもの
- (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- (3) 公衆浴場
- (4) 診療所、保育所その他これらに類するもの（就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものを除く。）
- (5) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- (6) 自動車教習所
- (7) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第1項に規定する特定施設（空気圧縮機及び送風機を除く。）を設置する工場
- (8) 振動規制法（昭和51年法律第64号）第2条第1項に規定する特定施設（圧

縮機を除く。)を設置する工場

- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。）

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第4条 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は、適用しない。

- (1) 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替が基準時（法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き前条の規定（同条の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この条において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第6項まで及び法第53条の規定に適合すること。

- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

- (3) 増築後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

（公益上必要な建築物の特例）

第5条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及びその敷地については、当該許可の範囲内において、適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ前橋市建築審査会の同意を得なければならない。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（罰則）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の建築主、築造主、所有者、管理者、占有者又は設置者

- (2) 第3条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工

した場合には、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者)
(両罰規定)

第8条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。